

改正事項	改正の内容	適用時期等
5④、39の103、措規22の5①三十、改正法附則43⑥、58⑥) (措法65の4①三)	地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が追加されました。 ○ 一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。	う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については従来どおり適用されます。 —
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (旧措法65の5①三、68の76、措令39の6②、39の104、措規22の6④四、旧措規22の6④六、改正法附則43⑦、58⑦、改正措令附則26③)	○ 適用対象から、農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合が除外されました。 ○ 適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある土地等を譲渡した場合が追加されました。	農地法等一部改正法の施行の日前に土地等を特定農業法人に譲渡した場合については、従来どおり適用されます。 農地法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。
(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措法65の7①表十七、65の8①、65の9、68の78①表十七、68の79①、68の80) (措法65の7①表十四、68の78①表十四、措令39の7⑩三、39の106⑦三、措規22の7⑧、22の69⑥、改正法附則43⑧、58⑧、改正措令附則26④、40③) (措令39の7⑩、39の106⑩、改正措令附則26⑤、40④、平21財務省告示第110号、平21国土交通省告示第377号)	○ 長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の特例について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。 ○ 農業振興地域の農用地区域等内にある土地等の買換えに係る措置について、対象となる土地等の譲渡の範囲に、農地利用集積円滑化団体に対し、その農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業のために譲渡をされる場合の土地等の譲渡が追加されました。 ○ 船舶から船舶への買換えに係る措置について、対象となる漁船以外の船舶については、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。	— 農地法等一部改正法の施行の日以後に取得をする土地等について適用し、同日前に取得をした土地等については、従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に取得をする船舶については適用し、同日前に取得をした船舶については、従来どおり適用されます。
(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例 (措法65の13①、68の84①)	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

Ⅲ 国際課税に関する改正

1 外国子会社配当益金不算入制度の創設

〔創設された制度の内容〕

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額（以下「剰余金の配当等の額」といいます。）がある場合には、その剰余金の配当等の額のうち(2)に記載する益金不算入額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました（法 23 の 2、法令 22 の 3）。

(1) 外国子会社の範囲

本制度において外国子会社とは、次の①及び②の要件を満たす外国法人をいい、次の 2 までにおいて同じです（法令 22 の 3 ①）。

① 次に掲げる割合のいずれかが 25%以上であること。

- i その外国法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額（以下「発行済株式等」といいます。）のうちにその内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額の占める割合（注 1）
- ii その外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式又は出資の数又は金額のうちにその内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額の占める割合

② 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日（注 2）以前 6 月以上（注 3）、①の状態が継続していること。

（注 1）連結法人である内国法人が当該事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の保有している株式又は出資の数又は金額は、当該内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額に含まれます。この(1)において同じです。

（注 2）剰余金の配当等の額が法第 24 条第 1 項のみなし配当（資本の払戻しに係る部分を除きます。）である場合には、剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日の前日となります。

（注 3）外国法人が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、その設立の日からその確定する日までの期間となります。

（注 4）内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（その内国法人との間に連結完全支配関係があるものを除きます。以下「被合併法人等」といいます。）からその外国法人の発行済株式等の 25%以上に相当する数若しくは金額の株式若しくは出資又はその外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式若しくは出資の数若しくは金額の 25%以上に相当する数若しくは金額の株式若しくは出資の移転を受けた場合における、その被合併法人等がこれらの株式又は出資を保有していた期間は、その内国法人がこれらの株式又は出資を保有していた期間とみなされます（法令 22 の 3 ③）。

（注 5）租税条約（法第 139 条に規定する条約をいい、我が国以外の締約国の居住者である法人が納付する租税を我が国の租税から控除する定め（以下「二重課税排除条項」といいます。）があるものに限り。）の二重課税排除条項において上記 i 又は ii に掲げる割合として 25%未満の割合が定められている場合には、「25%」とあるのは「二重課税排除条項に定める割合」となります（法令 22 の 3 ④）。

(2) 益金不算入額

益金不算入額は、次の算式により計算した金額となります。

（算 式）

$$\text{益金不算入額} = \text{剰余金の配当等の額} - (\text{剰余金の配当等の額} \times 5\%) \text{ (注 6)}$$

（注 6）外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき益金不算入とする際、その剰余金の配当等の額の 5%に相当する金額を剰余金の配当等の額に係る費用に相当するものとして、その剰余金の配当等の額から控除することとなります（法令 22 の 3 ②）。

(3) 明細書の添付等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細書を添付するとともに、次に掲げる書類を保存していることが必要とされています（法 23 の 2 ②、法規 8 の 5）。

- イ 剰余金の配当等の額を支払う外国法人が外国子会社に該当することを証する書類
 - ロ 外国子会社の剰余金の配当等の額に係る事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類
 - ハ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額がある場合には、その外国源泉税等の額を課されたことを証するその外国源泉税等の額に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその外国源泉税等の額に係る書類及びその外国源泉税等の額が既に納付されている場合にはその納付を証する書類
- （注 7）なお、この場合において、益金の額に算入されない金額は、その金額として明細書に記載された金額が限度とされます。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様となります（法 81 の 3）。

〔適用時期〕

平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用されます（改正法附則 6）。

2 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度の創設

上記 1 の外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、次の制度が創設されました。

〔創設された制度の内容〕

(1) 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度の創設

内国法人が上記 1 の外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける場合（剰余金の配当等の額の計算の基礎となる外国子会社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準としてその内国法人に対して外国法人税が課される場合（その課された日の属する事業年度においてその外国子会社からその剰余金の配当等の額を受けていない場合に限り、）を含みます。）には、その剰余金の配当等の額に係る次に掲げる外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました（法 39 の 2、法令 78 の 2）。

〔外国源泉税等の額〕

- ① 剰余金の配当等の額を課税標準として源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税の額
- ② 剰余金の配当等の額の計算の基礎となった外国子会社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準としてその内国法人に対して課される外国法人税の額

(2) 還付金等の益金不算入制度に係る規定の整備

上記(1)の外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない外国源泉税等の額が減額された場合には、その減額された金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました（法 26②）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様となります（法 81 の 3）。

〔適用時期〕

- (1) 創設された制度の内容の(1)は、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます（改正法附則 10）。
- (2) 創設された制度の内容の(2)は、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において減額される外国源泉税等の額について適用されます（改正法附則 7 ①）。

3 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等に係る規定について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入 （措法66の6①、68の90①、措令39の16、改正法附則44、59、改正措令附則27、41） （措法66の8①～③、68の92①～③、改正法附則44、59）	○ 特定外国子会社等が支払う剰余金の配当等の額は、適用対象金額及び課税対象金額の計算上控除しないこととされました。 ○ 特定外国子会社等が子会社（特定外国子会社等が発行済株式等の25%以上の株式等を、剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している法人をいいます。）から受ける剰余金の配当等の額は、確定申告書への明細書の添付を要件として、適用対象金額の計算上控除することとされました。 ○ 内国法人が特定外国子会社等（外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社に該当するものを除きます。）から受ける剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされました。また、内国法人が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けるものに限ります。）のうち特定課税対象金額に達するまでの金額についてその剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額を控除しないで益金不算入額を計算する等の措置が講じられました。 （注）特定課税対象金額とは、内国法人の剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された課税対象金額のうち一定のものの合計額をいいます。	特定外国子会社等の平21.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及び課税対象金額について適用されます。 同 上 特定外国子会社等から剰余金の配当等（特定外国子会社等の平21.4.1以後に開始する事業年度に係るものに限ります。）を受ける場合に適用されます。
(2) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入 （措法66の9の2～5、68の93の2～5、措令39の20の2～8、改正法附則45、60、改正措令附則28、42）	○ (1)と同様の改正が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。

4 外国組合員に対する課税の特例制度の創設

〔創設された制度の内容〕

投資組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約及び外国組合契約をいいます。以下同じです。）を締結している組合員である外国法人で特定外国法人に該当するものについては、国内に恒久的施設を有しない外国法人とみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用をすることとされました（措法67の16）。

(1) 特定外国法人

本制度において特定外国法人とは、次のいずれにも該当する外国法人をいいます（措法67の16①、41の21①、措令26の30）。

イ その投資組合契約に基づいて行う事業（以下「投資組合事業」といいます。）につき国内に恒久的施設を有する外国法人（注1）

（注1）恒久的施設を有する外国法人とは、支店、工場その他事業を行う一定の場所を有する外国法人など法第141条第1号から第3号までに掲げる外国法人をいいます。

ロ 次に掲げる要件を満たす外国法人

- ① その投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員であること。
- ② その投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として、次に掲げる行為を行わないこと。
 - i 投資組合事業に係る業務の執行（以下「業務執行」といいます。）
 - ii 投資組合事業に係る業務執行の決定
 - iii 投資組合事業に係る業務執行又は業務執行の決定についての承認、同意その他これらに類する行為
- ③ その投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が25%に満たないこと。
- ④ その投資組合契約によって成立する投資組合の無限責任組合員が当該外国法人の役員であるなど、当該外国法人が当該無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと。
- ⑤ その投資組合契約に基づいて国内において事業を行っていないとしたならば、国内に恒久的施設を有しない外国法人に該当すること。

(2) 適用要件

この制度は、特定外国法人が特例適用申告書の提出など、次に掲げる要件を満たしている場合に、当該特例適用申告書の提出の日（注2）以後の期間について適用されます（措法67の16②、41の21③）。

イ 制度の適用を受けようとする旨、その者の名称及び住所その他所定の事項を記載した特例適用申告書に次に掲げる書類を添付し、これを投資組合契約に係る投資組合の無限責任組合員で所得税法第161条第1号の2に掲げる国内源泉所得の配分の取扱いをする者（以下「配分の取扱者」といいます。）を経由して、その国内源泉所得に係る納税地の所轄税務署長に提出していること。

〔添付書類〕

上記(1)のロの①から③までの要件を満たすものであることを証する書類として、本制度の適用を受けようとする投資組合契約の契約書の写し（その契約書が外国語で作成されたものである場合には、その翻訳文を含みます。以下、（注5）において同じです。）（措規22の19の2①、19の12②）

ロ その投資組合契約の締結の日（注3）からその提出の日までの間継続して上記(1)のロに掲げる要件を満たしていること。

（注2） 特例適用申告書が上記の所轄税務署長に提出されたときには、その特例適用申告書に係る配分の取扱者においてその受理がされた日に提出があったものとみなされますので、この場合には当該配分の取扱

- 者において特例適用申告書が受理された日から本制度の適用があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑤）。
- (注3) 平成 21 年 4 月 1 日前から引き続いて投資組合契約を締結している組合員である外国法人であって、同日において上記(1)のロに掲げる要件を満たしている者が、その締結の日から同日まで継続して上記(1)のロの①から④までに掲げる要件を満たしている場合には、「その投資組合契約の締結の日」を「平成 21 年 4 月 1 日」と読み替えて上記ロの要件を満たしているかどうかの判定を行うこととされています（改正措令 附則 32①）。
- (注4) 特例適用申告書を提出する者は、その提出の際、その経由する配分の取扱者にその者が外国法人に該当することを証する書類を提示しなければならないものとされています。また、配分の取扱者は、特例適用申告書に記載されている名称及び住所をその書類により確認する必要があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑥）。
- (注5) 特例適用申告書を提出した者が、その提出後、その特例適用申告書に記載した事項の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に国内源泉所得を有することとなった日を含む事業年度の申告書の提出期限までに、その変更した後の名称及び住所その他所定の事項を記載した書類並びに投資組合契約の内容の変更後においても上記(1)のロの①から③の要件を満たすものであることを証する書類として本制度の適用を受けようとする投資組合契約の契約書の写しを、その配分の取扱者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑦）。
- (注6) 特例適用申告書を提出した外国法人は、この制度の適用により法人税の課税所得とされないこととなる国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、その国内源泉所得に係る所得の金額を有することとなった日を含む事業年度の申告書の提出期限までに、特例適用申告書の提出年月日や法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の種類及び金額など所定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（措法 67 の 16③、措令 39 の 33①、措規 22 の 19 の 2②）。

(3) 適用の終了

特例適用申告書を提出した外国法人が上記(1)のロに掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、その満たさなくなった日以後は本制度の適用はありません（措法 67 の 16②、41 の 21④）。

〔適用時期〕

この規定は、適用要件を満たす外国法人が平成 21 年 4 月 1 日以後に有する国内源泉所得について適用されます（改正法附則 50）。

5 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例

投資組合契約に係る規定について、次の制度が創設されました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例（措令 39 の 33 の 2、改正措令 附則 33）	○ 次の①又は②の株式等の譲渡（保有期間が 1 年未満である株式等の譲渡及び一定の破綻金融機関株式の譲渡を除きます。）が行われた場合には、当該株式等の譲渡が事業譲渡類の株式等の譲渡に該当するかどうかの判定については、①又は②の組合員ごとに計算した当該株式等の保有割合によることとされました。 ① 上記 4 の特例の適用を受けた投資組合契約を締結している組合員である外国法人が、その投資組合を通じて行う株式等の譲渡 ② 国内に恒久的施設を有しない投資組合の組合員である外国法人で有限責任組合員であるもの（投資組合の業務を執行していないものに限ります。）が、その投資組合を通じて行う株式等の譲渡（その組合員である外国法人ごとに計算した当該株式の保有割合が 25% 未満である場合の譲渡に限ります。）	国内に恒久的施設を有しない外国法人が平 21. 4. 1 以後に行う内国法人の株式等の譲渡について適用されます。

6 その他

その他、国際課税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 間接外国税額控除制度 (旧法28、69⑧⑨⑪～⑭、81の5、81の15⑧⑨⑪～⑭、旧令27、146～149、150の2、150の3、155の12、155の35～155の38、155の40、155の41、改正法附則8、12②、15、16②、改正法令附則5、13、17、21)	○ 外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、間接外国税額控除制度及び法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入制度が廃止されました。	平21.4.1前に開始した事業年度において外国子会社から受けた配当等の額がある場合には、同日から3年を経過する日以前に開始する各事業年度において外国子会社及び外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、これらの配当等の額に係るものについては、従来どおり適用されます。
(2) 外国税額控除制度 (法69①、81の15①、旧法令141③三四④⑤、法令142の3⑤～⑧、155の27⑤⑥、改正法附則12①、16①、改正法令附則10)	○ 外国法人税の範囲の明確化を図るとともに、外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額に対して課される外国法人税の額等を追加することとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税について適用され、同日前に開始した事業年度において納付することとなった外国法人税については、従来どおり適用されます。
(法69⑧、81の15⑧、改正法附則12③、16③)	○ 外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用について、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限ることとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において減額される外国法人税の額について適用され、同日前に開始した事業年度において減額された外国法人税の額については、従来どおり適用されます。
(法69⑩～⑫、法81の15⑨～⑪、法規29の3、30、37の6、37の7、改正法附則12④～⑥、16④～⑥)	○ 外国税額控除の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている書類のうち、一定の書類については添付することに代えて保存することにより適用を受けることができることとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において外国税額控除の適用を受ける場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国税額控除の適用を受けた場合については従来どおり適用されます。
(3) 特定同族会社の特別税率 (法67③三四、	○ 留保金額の範囲について、外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、①この制度によって益金の額に算入されなか	平21.4.1以後に開始する事業年度におい

改正事項	改正の内容	適用時期等
81の13②二四、令155の43②二四、改正法附則1)	った剰余金の配当等の額及び②損金不算入とされた外国源泉税等の額が減額された場合に益金の額に算入されなかった金額が含まれることとなりました。	て受ける剰余金の配当等の額及びその剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(4) 解散による清算所得の金額の計算 (法93②三、法令164の2、改正法附則18①) (法93②四、改正法附則18②) (法93②四、改正法附則18③) (法96、改正法附則18④)	○ 解散時の利益積立金額等に含まれるものに次の金額が追加されました。 イ 清算中に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額のうち一定の金額 ロ 外国子会社から受けた剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額が、清算中に減額された場合のその減額された金額 ○ 解散時の利益積立金額等に含まれる外国法人税の額で清算中に還付を受けたものについては、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する事業年度において減額されたものに限ることとされました。 ○ 残余財産の価額に、外国子会社から清算中に受けた剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額を算入することとされました。	平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける剰余金の配当等の額について適用されます。 平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に減額される外国源泉税等の額について適用されます。 平21.4.1以後に開始する清算中の事業年度において減額される外国法人税の額について適用され、同日前に開始したものについては従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(5) 利益積立金額 (法令9①一ハ、ニ、9の2①一口、ニ、改正法附則6、7、改正法令附則2)	○ 利益積立金額を構成するものの範囲に、法第23条の2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受けた外国子会社から受ける剰余金の配当等の額及び法第26条《還付金の益金不算入》の規定により益金不算入となる外国源泉税等の減少額が追加されました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において受ける剰余金の配当等の額及びその剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(6) 国内にある資産の所得 (法令177②三、改正法令附則22)	○ 振替口座簿に記載又は記録がされている社債等について、国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲の整備が行われました。	平21.4.1以後に行う資産の譲渡により生ずる所得について適用し、同日前に行った資産の譲渡により生ずる所得については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(7) 国内業務に係る貸付金の利子(法138六、法令180④⑤、措法67の11①、措令39の30①②、改正法令附則1)	○ 一定の債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益について、国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子に含まれることが明確化されるとともに、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置について所要の整備が行われました。	平21.4.1から施行されます。
(8) 振替国債の利子等の非課税等(措法67の17③④、措令39の33の3②、改正法令附則51)	○ 外国法人が受ける割引債の償還差益について、次のとおりとされました。 イ 外国法人が発行する割引債の償還差益(その外国法人の国内において行う事業に帰せられる部分に限ります。)について、源泉徴収の上、法人税課税の対象とされました。 ロ 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益について、法人税の申告の対象から除外されました。	平21.4.1以後に発行する割引債の償還差益について適用されます。 平21.4.1以後に発行される割引債につき外国法人が支払を受ける償還差益について適用されます。

IV 減価償却制度に関する改正

1 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、これを取得等の日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合(次に掲げる減価償却資産のうち、イからへまでについては貸付けの用に供した場合、ニ及びホについては電気事業の用に供した場合、ト及びチについては住宅の用に供した場合をそれぞれ除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除きます。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額(取得価額又は取得価額に一定の割合(50%)を乗じて計算した金額をいいます。)の30%の特別償却を認めるというものです(旧措法42の5①)。

適用対象資産

- | | |
|---------------------|----------------------|
| イ エネルギー有効利用製造設備等 | ホ その他の石油代替エネルギー利用設備等 |
| ロ エネルギー有効利用付加設備等 | ヘ 電気供給安定化設備(50%) |
| ハ 電気・ガス需要平準化設備(50%) | ト エネルギー使用合理化設備 |
| ニ 新エネルギー利用設備等 | チ エネルギー使用制御設備 |

※()書きは、基準取得価額の算出割合(取得価額に乘じる割合)を表します。

〔改正の内容〕

(1) 即時償却制度の導入

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をした場合の特別償却限度額は、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において即時償却ができることとされました(措法42の5⑥)。